

**PCT 国際出願に係る手数料の軽減措置・交付措置**

2019年4月1日より中小企業等を対象として、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）に基づく国際出願に係る手数料の軽減措置、および、国際出願促進交付金交付要綱に基づく国際出願に係る手数料の交付措置が実施されます。該当する場合は、申請により国際出願に係る特定の手数料について、減額および/または交付金を受けることができます。国際出願をご検討の際に、併せて軽減措置・交付措置の利用を検討されるとよいでしょう。

詳しくは弊社にご相談ください。

**【軽減措置・交付措置の概要】****(1) 措置の対象**

2019年4月1日以降に特許庁が受理する日本語の国際出願

**(2) 対象者(\*4)（下記以外にも対象となる場合がある）****[A:小規模企業等の場合]**

- a.小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
- b.小規模の法人(\*1)（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
- c.事業開始後10年未満の個人事業主
- d.設立後10年未満で資本金3億円以下の法人(\*1)

**[B:中小企業等の場合]**

- a.個人事業主（従業員300人(\*2)以下）
- b.会社(\*1)（従業員300人(\*2)以下または資本金3億円(\*3)以下）

\*1：法人の場合は、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除く。

\*2：業種により、最大従業員数が異なる。

\*3：業種により、最大資本金額が異なる。

\*4：申請時に対象者に該当することが必要。

**(3) 軽減措置の内容、申請方法****[A:小規模企業等の場合]**

- ・調査手数料・送付手数料（出願時）：1/3に軽減  
     <例>通常料金80,000円→減額後料金26,660円
- ・予備審査手数料（予備審査請求時）：1/3に軽減  
     <例>通常料金26,000円→減額後料金8,660円  
     （上記各例は、2019年4月1日時点の料金に基づく）

**[B:中小企業等の場合]**

- ・調査手数料・送付手数料（出願時）：1/2に軽減
- ・予備審査手数料（予備審査請求時）：1/2に軽減

[申請方法] 国際出願の願書、予備審査請求書を提出する際に、軽減申請書を書面にて特許庁に提出する（証明書類の提出は不要）

**(4) 交付措置の内容、申請方法****[A:小規模企業等の場合]**

- ・国際出願手数料（出願時）：2/3を交付  
     <例>国際出願手数料154,000円（用紙30枚までの場合）→交付金102,660円
- ・取扱手数料（予備審査請求時）：2/3を交付  
     <例>取扱手数料23,200円→交付金15,460円  
     （上記各例は、2019年4月1日時点の料金に基づく）

[B: 中小企業等の場合]

- ・国際出願手数料（出願時）：1/2 を交付
- ・取扱手数料（予備審査請求時）：1/2 を交付

【申請方法】国際出願手数料の場合は、PCT/RO/105 通知書発送日後、かつ、国際出願手数料全額納付日から 6 月以内に、取扱手数料の場合は、PCT/IPEA/402 通知書の発送日後、かつ、取扱手数料全額納付日から 6 月以内に、交付申請書を書面にて特許庁に提出する（証明書類の提出は不要）

(5) 2019 年 3 月 31 日以前に出願した案件の取扱い

- ①出願時に小規模企業等であれば、2019 年 4 月 1 日以降に予備審査請求を行う場合、1/3 への軽減申請可能（ただし、証明書必要）
- ②申請時に小規模企業等であれば、2019 年 4 月 1 日以降に交付率 2/3 の交付申請可能（証明書は不要）